



♪ 夜間開園

夏休み中の次の期日で、開園時間を延長します。

期 日 7月17日(土)～8月29日(日)の土・日曜日、7月19日(月)、8月13日(金)

開園時間 午後8時まで(入園は午後7時30分まで)

※入園料が必要です。

※雨天時は、中止する場合があります。

♪ 親子ナイトツアー

夜の動物公園を探検し、動物たちの様子を観察しましょう。

日 時 7月23日(金)・30日(金)、8月20日(金)・27日(金)
午後6時30分～8時

定 員 各日45人(申込多数の場合は抽選)

参加費 4歳～15歳未満(中学生まで)…300円、15歳以上…500円

申込み 各実施日の3週間前までに、「参加希望者全員の住所・氏名・年齢・電話番号・学年・参加希望日」を記入し、郵送で羽村市動物公園親子ナイトツアー係へ〒205-0012 羽村市羽4122番地

※当選者には郵送で通知します。

※中学生以下の方は保護者(20歳以上)の付添いが必要です。

問合せ 動物公園 ☎ 579-4041

8月1日(日)から 公共施設内の喫煙室を一部廃止

受動喫煙防止のため、市役所、コミュニティセンター、産業福祉センターでは、多くの市民が利用する1階ロビーの喫煙室を廃止します。また、多くの市民が利用する市内の学習等供用施設および地域集会施設についても、館内を禁煙とします。

8月以降は、施設の外に設置した灰皿などを利用してください。
ご理解とご協力をお願いします。

開始日 8月1日(日)より
問合せ

□市役所について：契約課庁舎管理係
□コミュニティセンター、学習等供用施設・地域集会施設について：生活安全課地域振興係
□産業福祉センターについて：産業活性化推進室商工業振興係

教えて！消費生活センター

海外宝くじに当選？



億円の特賞当選者が出ない場合もあると書かれています。

申込用紙を送ることは、知らない業者に個人情報を出してしまうことになります。

封書に書かれた業者に連絡はせず、無視するようアドバイスしました。

※手数料などの支払いでクレジットカードの番号を知らせてしまうと、一度だけでなく毎月お金引き落としされるなどのトラブルにつながります。

※海外宝くじを国内で購入することは刑法に触れる恐れがあります。

問合せ 消費生活センター
☎ 555-1111

A お答えします！

自分から申込みをしていないにもかかわらず、高額な小切手をもたらすことはありえません。届いた封書に書かれた小さな字をよく読むと、1

□消費生活センターでは、Eメールでの相談は受け付けていません。

困ったら、まず消費生活センターへ

暮らし

■七タライトダウンキャンペーン^{たなばた}

7月7日(木)七夕の夜、全国でライトダウンキャンペーンが行われます。

これは、市民の皆さんに、日ごろのくらしい照明を使用しているかを実感していただき、日常生活の中で温暖化対策を実践してもらうことを目的としたキャンペーンです。

当日の午後8時から10時まで、会社・事業所の照明や各家庭の明かりの消灯にご協力をお願いします。

問合せ 環境保全課環境保全係

保険・年金

■国民健康保険税納税通知書の送付

7月中旬に、国民健康保険税の納税通知書を世帯主あてに送付します。納め忘れないようお願いします。

税率などについては、納税通知書に同封する「平成22年度国民健康保険税のお知らせ」、広報はむら5月15日号、市ホームページをご覧ください。

保険税の計算方法など詳しくは、問い合わせてください。

国民健康保険税の減免

災害や特別な事情で保険税を納めることが困難な方は、保険税の減免を受けることができる場合があります。所得証明書などが必要となります。詳しくは、問い合わせください。

問合せ 保険年金課保険係

■後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

東京都後期高齢者医療広域連合では、7月中旬に、加入者（被保険者）の方へ平成21年中の所得金額※に基づき決定された、後期高齢者医療保険料の決定通知書と納付書を送付します。納め忘れないようお願いします。

納付方法などにより送付内容が異なります。通知を確認してください。

※所得金額：前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除対象外）

4月の年金から保険料が引き落とされている方

決定通知書のみを送付します。

10・12月・平成23年2月の引落とし額は、今回の決定額から4・6・8月に引き落としした額の合計を差し引いた額となります。

平成21年度に保険料を納付したが、平成22年4月の年金から保険料が引き落とされていない方

決定通知書と第1期から第8期までの納付書を送付します。

第1期から第3期までの納付書だけが同封されている方は、10月の年金から保険料を引き落とす予定です。

平成21年度から口座振替で納付している方や口座振替の申込みを済ませた方には、納付書は送付しません。

平成22年4月2日以降に75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入した方や、住所異動した方

第1期から第8期までの納付書を送付します。

10月からの年金引落としの対象者とはならず、平成23年4月の年金から保険料を引き落とす予定です。

平成22年1月2日以降羽村市に転入した方や、税金の申告が未申告の方

均等割額だけを通知し、平成21年中の所得額がわかりしだい変更通知書を送付します。

※年度途中に平成21年中の所得額の変更や転出などの異動があった方には、その都度保険料額の変更通知書を送付します。

■納付には便利な口座振替の利用を

口座振替を利用すると、毎回の納付の手間がなく便利です。口座振替への切替手続きは、通知書に同封する口座振替依頼書に記入し、金融機関へ提出してください。

※今まで国民健康保険税の納付で口座振替を利用していた方も、新たに手続きが必要です。

□年金から保険料が引き落とされている方も口座引落としによる納付方法を希望する方は、口座振替へ変更することが出来ます。この場合、金融機関での口座振替の申込みのほかに、

市役所での手続きが必要となります。詳しくは、問い合わせください。

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

■国民年金保険料の免除・猶予

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除または、猶予する制度があります。また、失業した方は、必要書類を提出することにより、特例として保険料が免除される場合があります。詳しくは、問い合わせください。

平成22年度の受付を、7月1日(木)から開始します。

申請には、前年の所得のわかる書類（課税証明書など）が必要となります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。

問合せ 保険年金課高齢医療・年金係

子育て

子ども手当（新規申請）が未提出の方は申請を

子ども手当の受給には、申請が必要となります。今まで所得制限などで児童手当の支給を受けていなかった方などで、まだ申請していない方は、早めに申請してください。

9月30日(木)までに手続きが完了しないと、4月分までさかのぼって支給することができません。注意してください。

※4月1日(木)以降、羽村市に転入した児童手当受給者および出生届を提出した保護者の方は、転入日および出生日から15日以内の申請が必要となります。

受付時間 午前8時30分～午後5時
(正午～午後1時を除く)

※土・日曜日も受け付けます。

申請に必要なもの ①申請者が加入している健康保険証の写し(厚生年金に加入している方) ②申請者名義の金融機関の口座番号などがわかるもの ③印鑑(スタンプ式でないもの) ④外国籍の方は、申請者と支給対象児童の外国人登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書の写し(表・裏面)

※受給要件により、ほかの書類が必要

となる場合があります。

申請先・問合せ 子育て支援課支援係

子ども手当・児童育成手当 現況届の提出を忘れずに

6月に、子ども手当(児童手当からの継続の方のみ)・児童育成手当を受給している方へ現況届を送付しました。まだ提出していない方は、至急提出してください。

※現況届を提出しないと、資格継続の審査ができないため、手当の支給ができません。注意してください。

提出先・問合せ 子育て支援課支援係

父子家庭の方への児童扶養手当の支給開始

8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます。手当を受給するためには、申請が必要です。対象となる方は、申請してください。

■受付窓口の開設

受付日時 7月22日(木)～28日(水)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

※土・日曜日も受け付けます。

※28日(水)は、午後8時まで受け付けます。

受付場所 市役所2階子育て支援課窓口

※受付窓口終了後も、随時申請を受け

付けます。

※11月30日(火)までに手続きが完了しない場合は、8月分までさかのぼって支給することができません。支給は申請の翌月からとなります。

※申請書類が揃っていない場合は、受付ができません。

対象となる父子家庭 次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度をお持ちの児童は20歳未満)を監護し、かつ、生計を同じくする父

①父母が婚姻を解消した児童

②母が死亡した児童

③母が重度の障害(おおむね身体障害者手帳1・2級程度)のある児童

④母の生死が明らかでない児童

⑤その他(母が1年以上扶養義務を怠った状態にある児童、母が1年以上拘禁されている児童など)

手当額(月額) 児童1人の場合: 全部支給4万1720円、一部支給9850円～4万1710円/児童2人以上の加算額: 2人目5000円、3人目以降1人につき3000円

※手当は、監護・養育する児童数、支給資格者の所得額に応じて全部支給、一部支給、全部停止(支給なし)が決まります。

申請に必要なもの ①申請者および児

童の戸籍謄本/②申請者名義の金融機関の口座番号などがわかるもの/③印鑑(スタンプ式でないもの)/④外国籍の方は申請者と支給対象児童の外国人登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書の写し(表・裏面)/⑤母の障害を要件とする場合は、母の身体障害者手帳・愛の手帳/⑥申請する年の1月1日現在羽村市に住所なかった方は、前住所の市区町村の発行する「課税証明書(所得・扶養人数・控除記載のあるもの)」

※受給要件により、ほかの書類が必要となる場合があります。

申請先・問合せ 子育て支援課支援係

7月のおしゃべり場

おしゃべり場は毎月のテーマにそって参加者が自由に話をする場です。「情報交換の場、出合いの場、友だちづくりの場」として利用してください。

7月のテーマ 卒乳

中央児童館 7月8日(木)

西児童館 7月9日(金)

東児童館 7月20日(火)

※時間はいずれも午前10時～11時30分

※直接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター

☎ 578-2882

■「子どものこころ」ちょっと相談

「子どものことで、ちょっと聞いてみたい…」ことはありませんか。

子ども家庭支援センターの臨床心理士が各児童館へ出向き、皆さんの話を伺います。

精神的につらいこと、お子さんの発達のことなど、お母さんの抱える疑問や不安を気軽に相談してください。

日時

○中央児童館：7月22日(木)

○東児童館：7月27日(火)

※時間はいずれも午前9時30分～正午

※事前の申込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

問合せ 子ども家庭支援センター

☎578-2882

福祉

■7月は「社会を明るくする運動」強調月間

“社会を明るくする運動”は犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちや非行に陥った少年たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わ

せ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。期間中、関係団体の皆さんが「更生保護の日」である7月1日をはじめとして、さまざまな活動を行います。

駅頭広報活動

日時・会場 7月1日(木) (羽村駅：午前7時45分～8時45分、小作駅：午前8時～9時)

市内巡回広報活動

日時 7月14日(水)・21日(水) 午前10時～

会場 市内全域

■「社会を明るくする運動」西多摩大会

日時 7月27日(火) 午後1時30分～

会場 福生市民会館小ホール

入場料 無料

※直接会場へお越しください。

広報ビデオ上映会『心のリレー』

日時 7月28日(水) 午後4時～

会場 ゆとろぎ小ホール

入場料 無料

※直接会場へお越しください。

はむら夏まつりでの啓発活動

日時 7月31日(土) 午後3時～

会場 はむら夏まつり会場

問合せ 社会福祉課庶務係

■介護保険施設などの居住費・食費の負担軽減制度

介護保険施設などの居住費(滞在費)

および食費は原則自己負担ですが、市民税非課税世帯の方には過重な負担とならないよう、費用の負担を一部軽減する制度があります。制度の利用を希望する方は、事前に申請が必要です。

対象 市民税非課税世帯で、介護保険施設に入所、またはショートステイを利用する方

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

■介護保険利用者負担額の軽減制度

ホームヘルパーなどのサービスを利用するとき、市民税非課税世帯の方で次のすべてに該当する場合は、利用者負担額が軽減される制度があります。制度の利用を希望する方は、事前に申請が必要です。

申請が必要で、

対象

○世帯の年間収入額が基準額以下(一人世帯の場合150万円)であること

○世帯の預貯金などの額が基準額以下(一人世帯の場合350万円)であること

○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

○負担能力のある親族などに扶養されていること

○介護保険料の滞納がないこと

○生活保護を受けていないこと

対象サービス 居宅介護(予防)サービスおよび施設介護サービス

※市の指定する事業者によるサービスに限りません。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

■家族介護慰労金の支給

重度要介護高齢者(要介護4・5)を在宅で介護し、次のすべてに該当する家族に慰労金を支給します。

対象

○要介護4・5の方と同居あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住、または介護者の自宅で重度要介護高齢者を支給基準日から過去1年間介護している家族

○支給基準日の属する年度の前年度に、要介護者および介護者の属する世帯の構成員すべてが市民税非課税である家族

○支給基準日の過去1年間、介護保険サービスを利用していない家族(通算して7日以下のショートステイ利用を除く)

○要介護高齢者が過去1年間、90日を超える入院をしていないこと

支給額(年額) 1家族10万円

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係

申請先・問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係